

委員会提出議案第 2 号

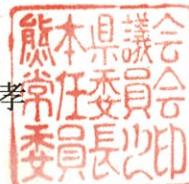
地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める  
意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第2項の規定により  
提出します。

令和7年3月19日提出

提出者 経済環境常任委員会

委員長 西山宗孝



熊本県議会議長 山口 裕 様

## 地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書

消費者被害・トラブル額は、令和5年1年間で約8.8兆円と言われている。

これらの消費者被害を防止・救済するためには、相談体制を確保することをはじめとした地方消費者行政の継続・強化が非常に重要である。全ての地域において専門の相談員による相談を受けられる体制を確保するためにも、地方公共団体が消費者行政を推進していくことが喫緊の課題となっている。

そのためには、地方消費者行政に係る経費について、将来にわたり、継続して国が担っていくことが不可欠である。しかしながら、現在の国の交付金制度において、地方公共団体が消費生活相談員の人事費等に活用している地方消費者行政強化交付金の推進事業分には活用期限があり、実際、既に一部の地方公共団体では活用期限を迎えたことにより体制の縮小を余儀なくされていると聞く。また、当県内市町村を始め、多くの地方公共団体で令和7年度末に活用期限を迎えることは大きな課題である。このままでは消費生活相談員の配置ができなくなる等、地方消費者行政が後退するおそれがある。さらに、消費者教育や啓発、高齢者等の消費者被害防止のための見守りネットワーク活動、適格消費者団体等に対する活動支援、多重債務者へのセーフティネット貸付を含む生活再生支援等の高度・専門的な消費者問題に対応する先駆的取組等、地方消費者行政が交付金を活用して行ってきた取組が衰退するおそれがある。

このことは、地方公共団体だけの問題ではない。地方支分局を持たない消費者庁が全国的に消費者政策を展開させるためには、地方公共団体が消費者行政を行う必要があり、地方消費者行政の後退や衰退は、国民生活の安定が脅かされることにつながるものである。

よって、国におかれでは、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるために、地方消費者行政に対し必要な財源措置を行うよう下記の事項について強く要望する。

### 記

- 1 国において、地方消費者行政を安定的に推進させるための恒久的な財源措置（消費生活相談員人件費に活用できる新たな制度の創設を含む。）を行うこと。恒久的な財源措置制度創設までの間は、地方消費者行政強化交付金（推進事業分）の活用期限の撤廃又は延長もしくは相当の予算措置を行うこと。
- 2 消費者教育・啓発、高齢者等の消費者被害防止のための見守りネットワーク活動、適格消費者団体等に対する活動支援、高度・専門的な消費者問題対応等の先駆的取組等、地方公共団体が地方消費者行政強化交付金（推進事業分）を活用して行ってきた取組が後退・衰退することがないよう、国において、新たな財政措置を行うこと。新たな財政措置制度創設までの間は、地方消費者行政強化交付金（推進事業分）の活用期限の撤廃又は延長もしくは相当の予算措置を行うこと。
- 3 1及び2に当たっては、既に活用期限を迎えた地方公共団体に対する配慮を十分に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日